

答 申

**第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論**

香川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定は、妥当である。

**第2 審査請求に至る経緯**

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和7年2月21日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

県立アリーナの機能向上のための備品とされている館内サイネージ用モニターやビジョンについて、R6年度当初予算11億7000万円の予算要求時に見積もった算定資料（複数社からの見積り資料含む）及び落札内容がわかる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年3月6日付けで、（1）については公開決定、（2）については別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（1）入札金額積算内訳書、落札者決定通知書

（2）県立アリーナの機能向上のための備品とされている館内サイネージ用モニターやビジョンについて、R6年度当初予算11億7000万円の予算要求時に見積もった算定資料（複数社からの見積り資料含む）及び落札内容がわかる文書（以下「本件行政文書」という。）

I R6年度当初予算11億7000万円の予算要求時に見積もった算定資料（複数社からの見積り資料含む）

①香川県立アリーナサイネージ等整備業務 金額設計（以下「本件行政文書1」という。）

②（A社）見積書（以下「本件行政文書2」という。）

③（B社）見積書（以下「本件行政文書3」という。）

④（C社）見積書（以下「本件行政文書4」という。）

II 落札者であるD社から、入札参加確認申請時に提出された要求仕様等証明書等（以下「本件行政文書5」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年6月9日付けで、行政不服審

査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

原処分における非公開部分のうち、「I R 6年度当初予算11億7000万円の予算要求時に見積もった算定資料 ①香川県立アリーナサイネージ等整備業務金額設計に関するすべて、②（A社）見積書に関するすべて、③（B社）見積書に関して、担当者の氏名、印影が分かる部分以外すべて、④（C社）見積書に関するすべて」を非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、次のとおりである。

条例第7条第1項各号が同条柱書きの定める原則公開義務に対する例外であることに鑑みれば、公開請求に係る行政文書に記録された情報が同条同項各号所定の非公開情報に該当することは、公開請求に係る行政文書の公開義務を争う行政機関の長の側において、主張立証しなければならない。

争点1（本件非公開情報が条例第7条第2号に該当するか否か）

条例第7条第2号は、「当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開として定めている。それに該当するには、開示請求に係る行政文書を公にすることによって、法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される（最高裁平成20年（行ヒ第11号同23年10月14日第二小法廷判決・判例タイムズ1376号123頁参照）。見積作成の法人名、金額等を公にすることによって、法人の経理、経営又はノウハウ等の情報が明らかになることはない。従って、条例第7条第2号に該当しない。

争点2（本件非公開情報が条例第7条第4号に該当するか否か）

条例第7条第4号は、「公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開として定めている。それに該当するには、事務または事業の適正な遂行について支障が生じる抽象的な可能性があるというだけでなく、事務または事業の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性が認められることを要すると解すべきである。

県立アリーナの機能向上のための備品とされている館内サイネージ用モニターやビジョンについて、当初予算では11億7000万円だったのが、入札後1億9668万円になったとのことで、約10億円も乖離している。このようになった理由を問うと、実施機関は、「一般競争入札の結果だ」と繰り返すが、仮にそうであっても、過少見積り・過大見積りを避けることは行政運営の基本である。県立アリーナに

関する備品等の平均落札率が43.7%で、そのうち本件備品は19.20%と極端に低い。そもそも見積りの段階で適正に見積もられていたのかについて検証することは、県財政にも影響することであり、公益に資する。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、「R6年度当初予算11億7000万円の予算要求時に見積もった算定」について、本件行政文書となる「香川県立アリーナサイネージ等整備業務 金額設計」、「(A社) 見積書」、「(B社) 見積書」、「(C社) 見積書」において、「見積作成の法人名、金額等を公にすることによって、法人の経理、経営又はノウハウ等の情報が明らかになることはない」と述べている。

まず始めに、香川県立アリーナにおけるサイネージ等整備については、アリーナ建設工事の工期中である令和5年度から、当初設計に含まれていなかったサイネージ類の整備について検討するため、建物の設計図面を元に、大型サイネージ等の整備に必要と思われる部材及び設置費について、サイネージ設備手配、設置等整備のノウハウを有する複数の事業者の見積書を参考に予算額の算定を行ったものである。

この中で、「(A社) 見積書」、「(B社) 見積書」、「(C社) 見積書」については、実施機関の契約担当者が、契約の内容その他見積に必要な事項を事業者に示して提出を受けたものであり、各事業者においては、自社の状況、契約相手の状況、取引条件、他社との競争状況等を勘案して見積金額を算出し、依頼者に提出したものと解される。

見積書の積算部分、各社における「部材の名称、数量、単位、単価、料率、見積条件、金額、備考各欄の記載箇所」の項目については、事業者が有するノウハウに基づき、業務の目的を達成するために必要な様々な項目について詳細に見積もられ、記載がなされたものである。このようにして提出された見積書を公開すれば、事業者の技術的なノウハウ等が特定され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることに加え、特定のサービス又は物品等の提供に関し、当該事業者がいくらで提供できるのかが明らかとなることから、このような情報が公開されれば、実施機関以外の者との契約においても、当該事業者が不利益を被る可能性があると考えられるところである。

したがって、見積書に記載されている事業者の名称等特定の事業者が識別できる部分については、条例第7条第2号本文に該当し、いずれのただし書にも該当しないと判断したものである。

- 2 審査請求人は、「R6年度当初予算11億7000万円の予算要求時に見積もった算定」について、本件行政文書となる「香川県立アリーナサイネージ等整備業

務 金額設計」が「条例第7条第4号」に「該当するには」、「事務又は事業の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性」が「認められることを要する」と述べている。

まず始めに、香川県立アリーナにおけるサイネージ等整備については、入札時に定めた仕様において、設備を構成する情報機器類の要求性能に「製品ライフタイム50,000時間」（＝約5.7年）と記載するなど、機器の特性を踏まえ、当該整備内容については、今後の定期的な機器の更新を前提にした仕様としている。

実施機関においては、整備した機器を含む施設の管理者として、機器を適法な状態に維持し、安全を確保する義務を有する。当該サイネージ設備が館内の非常放送の表示等、来館者の安全確保に必須となっている状況を踏まえると、当該機器が消耗等により毀損した場合においては、実施機関は早急に設備更新を検討することが求められることから、「香川県立アリーナサイネージ等整備業務」については、近い将来において、同種同等の事業が継続的に実施される蓋然性が極めて高いと考えられるところである。

本件行政文書となる「香川県立アリーナサイネージ等整備業務 金額設計」については、来るべき香川県立アリーナでのサイネージ整備に向けて、その必要な所要額11億7000万円を見積もった算定資料であり、実施機関及び契約担当者が、その基になる事業者からの見積りに対し、どのように補正を行ったかについて、明確に記載がなされているものである。複数の参考見積書に対し、契約担当者がどのように考慮を行うのか、その考え方を明らかにすることについては、その後の入札時の予定価格の作成にも影響を与える可能性のあるものである。

現に今後の設備更新も想定される中、非公開としている部分を公にすることにより、今後の同種同等の入札事務において、その適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれがあり、かつ、その蓋然性は極めて高い状況にあるものと考えている。

3 審査請求人は、非公開とした部分を公開することによる公益性について述べている。

このことについて、条例第9条では公益上の理由による裁量的公開が規定されているが、本条にて裁量的公開を行うに当たっては、非公開とすることにより保護される利益と公開することによる公益を比較衡量することにより、公開の可否の判断を行う必要がある。

審査請求人は、公開することによる見積提出者の不利益については触れられていないが、申し述べたとおり、「（A社）見積書」、「（B社）見積書」、「（C社）見積書」や、同見積書を参考に作成した「香川県立アリーナサイネージ等整備業務 金額設計」を公開した場合の民間事業者への影響は極めて大きいことから、これに優先し公益上特に公にする必要があるとは認められないものと考えている。

なお、他者への開示を前提としていない見積書を、競合他社を含めた第三者が、情報公開請求を行うことで恣意的に閲覧できることになれば、見積提出者の真摯な見積努力をないがしろにすることにもなりかねない。行政文書の公開制度は、原則として、その請求理由、使用目的等を問わないものであるが、一方で、見積書の安直な開示については、見積依頼者である実施機関と見積書提出者の信頼関係を損なうもので、今後、事業者が官公庁に対し提出する見積の拒否、金額の硬直化や高止まりに繋がることも容易に予見され、自由な市場の競争性を阻害し、却って公益性を損なう結果に繋がりかねない。実施機関として、懸念を申し添えるものである。

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は、本件処分のうち、本件行政文書3の「担当者の氏名・印影」及び本件行政文書5における非公開部分については争っていないことから、その妥当性については審査の対象に含めないこととする。

### 2 香川県立アリーナにおけるサイネージ等設備（以下「本件サイネージ等設備」という。）について

本件サイネージ等設備とは、デジタルサイネージ・リボンビジョン・センターハングビジョン・コートサイドビジョン・カメラ設備の総称であり、香川県立アリーナ内の情報案内表示を行うため、配置した当該設備を通じ、動画、静止画の画像データ、リモートカメラ等ソースからの受信映像等を放映する仕組みとなっている。

本件サイネージ等設備については、実施機関が、アリーナ建設工事の工期中である令和5年度から、当初設計に含まれていなかったサイネージ等の整備について検討するため、建物の設計図面を基に、大型サイネージ等の整備に必要と考えられる部材及び設置費について、サイネージ設備手配、設置等整備のノウハウを有する複数の事業者の見積書を参考に予算額の算定を行ったものである。

### 3 本件行政文書について

本件行政文書1は、実施機関が、本件サイネージ等設備の整備に向けて、その所要額11億7000万円を見積もった算定資料であり、実施機関が、その基になる事業者からの見積りに対し、どのように補正を行ったかについて、明確に記載がなされているものである。

本件行政文書2、3及び4は、実施機関が、契約の内容その他見積りに必要な事項を事業者に示して提出を受けた参考見積書である。

#### 4 本件処分について

##### (1) 非公開情報該当性について

###### ア 条例第7条第2号について

本号は、法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

###### イ 条例第7条第4号について

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から、当該事務又は事業に関する情報の中で、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、公開することにより、将来の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とすることを定めたものである。

そして、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえないものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、実施機関が非公開とした部分について、以下検討する。

##### (2) 本件行政文書の非公開部分に対する具体的判断

###### ア 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書1は、本件サイネージ等整備業務について、当初予算11億7000万円を算定するために、実施機関が複数の事業者から取り寄せた参考見積書を基に作成した文書であり、見積取得状況として法人名及び見積金額（税抜・税込）が記載されている。

本件行政文書2、3及び4は、実施機関が契約の内容その他見積りに必

要な事項を事業者に示して提出を受けた予算要求額を算定するための参考見積書であり、見積提出者の特定に繋がる情報、見積合計金額及び項目別見積内訳等の情報が記載されている。

一般的に、見積書の提出を依頼された事業者は、自社の状況、契約相手の状況、取引条件、他社との競争状況等を勘案して見積金額を算出し、依頼者に提出する。見積書には、商品名、価格等が記載されており、公開すれば、特定のサービス又は物品等の提供に関し、当該事業者がいくらで提供できるのかが明らかになる。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件における参考見積は、見積依頼内容（仕様）には、整備したいものの設置想定箇所及び要求性能のみ各事業者に示し、過程となる整備手段（原材料、数量、単価、機材の組み合わせ方法、配線の敷設ルート等の一切）については、各事業者任せ、それぞれの経営ノウハウに基づく提案（積算）を問う内容とのことであった。

当審査会において、本件行政文書2、3及び4を確認したところ、実施機関が非公開とした部分は、本件サイネージ等設備について、予算要求額算定のために実施機関から依頼を受けた事業者が、事業を実施するに当たっての見積金額のほか、どのような部材を用い、本件事業における経費として具体的にどのような項目にどの程度の金額を投じるかという見積りの詳細であることを確認した。また、本件参考見積は、予算要求額算定として用いる目的の下、事業者の任意の協力により取得したものであって、その内容は、当該事業者の独自の営業活動上の情報であるため、当該部分を公にすると、競合他社等に積算手法等を知られるなど、当該事業者のこれまで他に知られていないノウハウが明らかとなり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書には該当しないと判断される。

#### イ 条例第7条第4号該当性について

本件行政文書1には、見積取得状況のほか、実施機関における各社見積に対する補正及び当初予算額の積算方法が具体的に記載されている。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件サイネージ等設備については、入札時に定めた仕様において、要求性能を「製品ライフタイム50,000時間」（＝5.7年）とされており、また、設備管理に際し、非常時には設備更新の検討を求められることから、近い将来において同種の事業が継続的に実施されることは想定されているとのことであった。また、本件における5年後にも想定される一部更新の際、ないしは本件と類

似した業務において、補正・積算に本件と同様の考え方をを用いる蓋然性は高いとのことであった。

現に、今後の設備更新も予定される中で、事業者の参考見積に対し、実施機関がどのように補正・積算を行っているのかが公にされると、同種の見積りにおいて、当該情報を考慮した上で見積金額を高く設定し、事業者により有利な予定価格となるよう関与することが可能になり、適正な予定価格の設定に支障が生じ、その結果として、今後の同種の入札等事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、条例第7条第4号に該当すると判断される。

### (3) 条例第9条該当性について

本条では、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報（第7条第7号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政文書を公開することができる」と規定し、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の高度な行政的判断により公開することができることを定めている。

本条による裁量的公開を行うに当たっては、非公開とすることにより保護される利益と公開することによる公益を比較衡量することが必要となるが、審査請求人からは、公開することによる公益の具体的な主張、立証がなされておらず、当該情報を非公開とすることにより保護される利益に優越するまでの公益上の必要があるとは認められない。

### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

(略)

別表

行政文書名	公開しない部分	公開しない理由
本件行政文書 1	見積取得状況のうち、法人名、税抜と税込の金額	法人の経理、経営又はノウハウ等に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
	各社見積に対する補正	予算要求時に見積もった算定資料は、その基になる事業者からの見積り資料を含め、その後の入札時の予定価格の作成に影響を与える可能性のあるものであり、公にすることにより、今後の当事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (条例第7条第4号本文該当)
	設計金額積算のうち、積算単位の名称と合計金額以外の部分	
本件行政文書 2	見積提出者の特定に繋がる部分	法人の経理、経営又はノウハウ等に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
	設備工事名、数量、単価、金額、備考各欄の記載箇所、合計金額の記載箇所	
本件行政文書 3	見積提出者が特定される部分	法人の経理、経営又はノウハウ等に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
	No、品名、数量、見積単価、見積数量、備考各欄の記載内容、見積条件、合計金額	
	担当者の氏名、印影が分かる部分	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 (条例第7条第1号本文該当)
本件行政文書 4	見積提出者が特定される部分	法人の経理、経営又はノウハウ等に関する内部管理情報であり、公にす

	No、項目、品目、仕様/内容、単価、数量、単位、料率、金額、小計各欄の記載内容、見積条件、合計金額	ることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
本件行政文書5	「様式1 一般競争入札参加資格申請書」及び「様式2 要求仕様等証明書」中、法人の印影	法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)
	「様式1 一般競争入札参加資格申請書」及び「様式2 要求仕様等証明書」中、担当者、責任者の職・氏名、E-mailが分かる部分	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 (条例第7条第1号本文該当)
	「別紙3 「カタログ」等、参考資料」中、図面の設計、製図、検図欄において氏名が分かる部分	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 (条例第7条第1号本文該当)
	「別紙4 組織体制図」中、責任者氏名、プロジェクトマネージャ氏名、プロジェクトリーダー氏名、営業担当マネージャ氏名及び営業担当者氏名が分かる部分	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。 (条例第7条第1号本文該当)
	「別紙4 組織体制図」中、協力会社、仕入先等が特定される部分	法人の経理、経営又はノウハウ等に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 (条例第7条第2号本文該当)